(2) 令和5年度普通交付税算定結果の概要

① 交付税総額について(全国ベース)

令和5年度の地方交付税の総額は、再算定後18兆9,353億円(当初予算18兆3,611億円)で、前年度総額に比べ3,845億円の増(+2.1%)となっている。

そのうち、普通交付税は、17兆8,030億円で、前年度総額に比べ3,654億円の増(+2.1%)となり、 特別交付税は1兆1,322億円で、前年度総額に比べ191億円の増(+1.7%)となっている。 (第1表参照)

前年度に比して交付税が増額となったのは、当初予算における地方交付税の法定率分(所得税・法人税・消費税の法定率分)が前年度より1兆186億円の増(+6.4%)となったためである。

また、国税収入の決算等に伴って地方交付税が増額されることとなり、「臨時経済対策費」及び「臨時財政対策債償還基金費」が創設され、調整額が復活された。

第1表 令和5年度地方交付税総額の算定基礎

(単位:億円、%)

1			令和5年度			令和4年度		増 源	杖 額	増減	或 率
	区 分	当初予算額 A	補 正 額 B	補 正 後 A+B C	当初予算額 D	補正額 E	補正後 D+E F	当初 A-D G	補正後 C-F H	G/D (%)	H∕F (%)
	所 得 税 (ア)	210,480	2,470	212,950	203,820	16,370	220,190	6,660	△7,240	3.3	△3.3
国	法 人 税 (イ)	146,020	600	146,620	133,360	4,510	137,870	12,660	8,750	9.5	6.3
税	酒 税 (ウ)	11,800	-	11,800	11,280	ı	11,280	520	520	4.6	4.6
	消 費 税 (エ)	233,840	△3,920	229,920	215,730	5,880	221,610	18,110	8,310	8.4	3.7
	(ア)×33.1%	69,669	818	70,487	67,464	5,418	72,882	2,204	△2,396	3.3	△3.3
	(イ)×33.1%	48,333	199	48,532	44,142	1,493	45,635	4,190	2,896	9.5	6.3
	(ウ)×50%	5,900	-	5,900	5,640	-	5,640	260	260	4.6	4.6
	(エ)×19.5%	45,599	△764	44,834	42,067	1,147	43,214	3,531	1,620	8.4	3.7
	小 計	169,500	252	169,752	159,314	8,058	167,372	10,186	2,380	6.4	1.4
	令和4年度国税4税決算 清算分	-	7,568	7,568	-	-	-	-	7,568	-	皆増
般会	令和3年度国税4税決算 清算分	-	-	-	-	8,290	8,290	-	△8,290	-	皆減
計	平成28年度国税4税決算 清算分	△449	-	△449	△449	-	△449	-	-	-	-
	過年度補正予算精算分	△7,383	-	△7,383	△2,461	=	△2,461	△4,922	△4,922	200.0	200.0
	小 計(法定率分)	161,669	7,820	169,489	156,404	16,349	172,753	5,264	△3,264	3.4	△1.9
	既往法定加算等	154	-	154	154	-	154	-	_	-	-
	臨時財政対策特例加算額	-	-	_	-	-	-	-	_	皆減	皆減
Ш	計(一般会計繰入れ)	161,823	7,820	169,643	156,558	16,349	172,907	5,265	△3,264	3.4	△1.9
	地方法人税法定率分	18,919	102	19,021	17,127	1,086	18,213	1,792	808	10.5	4.4
	令和4年度地方法人税 決算精算分	-	662	662			-	_	662	_	皆増
	令和3年度地方法人税 決算精算分	_	_		_	1,777	1,777	_	Δ1,777	_	皆減
特	平成28年度地方法人税 決算精算分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
別会	返還金	-	-	-	1	-	1	Δ1	Δ1	△99.0	△99.0
計	特別会計借入金償還額	△13,000	3,000	△10,000	△5,000	-	△5,000	△8,000	△5,000	160.0	100.0
	特別会計借入金利子充当分	△572	-	△572	△709	-	△709	137	137	△19.3	△19.3
	特別会計剰余金の活用	1,200	-	1,200	-	-	-	1,200	1,200	皆増	皆増
	地方公共団体金融機構の公庫債 権金利変動準備金の活用	1,000	Δ1,000	-	-	-	-	1,000	-	皆増	-
	前年度からの繰越金	14,242	-	14,242	12,561	_	12,561	1,681	1,681	13.4	13.4
	翌年度への繰越金	-	△4,843	△4,843	_	△14,242	△14,242	_	9,399	_	△66.0
Ш	計	183,611	5,741	189,353	180,538	4,970	185,508	3,073	3,845	1.7	2.1
地方	合 計	183,611	5,741	189,353	180,538	4,970	185,508	3,073	3,845	1.7	2.1
交付	内 普通交付税	172,594	5,436	178,030	169,705	4,671	174,376	2,889	3,654	1.7	2.1
税	訳 特別交付税	11,017	305	11,322 「一致しない	10,833	298	11,131	183	191	1.7	1.7

(注1) 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

第2表 令和5年度普通交付税決定額総括表(全国・財源不足団体)(再算定)

(単位:億円、%)

		基準財政	基準財政	財源		並洛六八部
						普通交付税
≥	☑ 分	需 要 額	収入額	不足額	交付税額	の全体に占
						める割合
	令和5年度	220,130	125,103	95,027	95,027	53.4
道府	令和4年度	213,556	120,188	93,368	93,368	53.5
県		210,000	120,100	00,000	00,000	00.0
	伸 率	3.1	4.1	1.8	1.8	
	令和5年度	244,200	161,196	83,004	83,004	46.6
市						
町	令和4年度	238,479	157,471	81,008	81,008	46.5
村		,	,	,	,	
' '	伸 率	2.4	2.4	2.5	2.5	
	令和5年度	464,330	286,299	178,031	178,031	100.0
合						
	令和4年度	452,035	277,659	174,376	174,376	100.0
計						
	伸 率	2.7	3.1	2.1	2.1	

- ※1 再算定の結果、普通交付税の総額は当初算定に比べ5.436億円の増となっている。
- ※2 上記については、該当年度における財源不足団体について算出したものである。
- ※3 端数調整により、表内において一致しない筒所がある。

② 本県市町村分について(再算定)

本県市町村分の令和5年度普通交付税決定額は約1,424億1,116万円で、前年度交付決定額(再算定)に比べ、約3億2,569万円の増(+0.2%)となっている。

基準財政需要額は、対前年度比2.6%の増となっており、基準財政収入額は、 対前年度比4.5%の増となっている。

また、市分及び町村分の令和5年度普通交付税決定額(再算定後)について、市分は、前年度に比べ、約1億2,710万円の増(+0.1%)、町村分は、約1億9,858万円の増(0.4%)となっている。(第3表参照)

第3表 費目別增減比較表(本県市町村分)

(単位:百万円、%)

第3次 夏日 州 垣			市			町 村		合計				
区分		金 額	増減額	伸 率	金 額	増減額	伸 率	金 額	増減額	伸 率		
基準財政需要額 M+N (臨時財政対策債振替後、錯誤額反映後)	Α	236,444	6,638	2.9	95,253	1,848	2.0	331,697	8,486	2.6		
個別算定経費(B~Iを除く)	В	183,825	3,062	1.7	65,363	633	1.0	249,188	3,695	1.5		
地域の元気創造事業費	С	3,555	52	1.5	1,926	△41	△2.1	5,481	11	0.2		
人口減少等特別対策事業費	D	3,973	115	3.0	3,682	207	6.0	7,655	322	4.4		
地域社会再生事業費	Ε	875	△28	△3.1	1,201	△5	△0.4	2,076	△33	△1.6		
地域デジタル社会推進費	F	1,448	432	42.5	1,367	128	10.3	2,815	560	24.8		
臨時経済対策費	G	1,425	△1,613	△53.1	756	△920	△54.9	2,181	△2,533	△53.7		
臨時財政対策債償還基金費	Н	1,123	1,123	皆増	390	390	皆増	1,513	1,513	皆増		
公 債 費	I	21,687	△398	△1.8	9,336	△26	△0.3	31,022	△425	△1.4		
包括算定経費	J	21,211	960	4.7	11,914	614	5.4	33,125	1,574	5.0		
算出額計 B+C+D+E+F+G+H+I+J (臨時財政対策債振替前)	K	239,120	3,703	1.6	95,936	980	1.0	335,056	4,683	1.4		
臨時財政対策債振替相当額	L	2,941	△2,753	△48.3	704	△850	△54.7	3,645	△3,603	△49.7		
算出額計 K-L (臨時財政対策債振替後)	М	236,180	6,457	2.8	95,232	1,830	2.0	331,411	8,286	2.6		
錯 誤 額	Ν	264	181	218.1	22	19	633.3	286	200	232.6		
基準財政収入額 P+Q	0	147,156	6,511	4.6	42,130	1,650	4.1	189,286	8,160	4.5		
算出額計	Р	146,823	6,582	4.7	42,130	1,925	4.8	188,954	8,507	4.7		
錯 誤 額	Q	333	△71	△17.6	Δ1	△275	△100.2	332	△346	△51.0		
財源不足額 A-O	R	89,288	127	0.1	53,123	199	0.4	142,411	327	0.2		
調 整 額	S	0	0	-	0	0	-	0	0	-		
交付決定額 R-S	Τ	89,288	127	0.1	53,123	199	0.4	142,411	327	0.2		

^{※1} 増減額及び伸び率は、令和5年度算定(再算定後)と令和4年度算定(再算定後)との比較である。

③ 市町村別の増減について(当初算定)

令和5年度普通交付税(市町村分)の交付決定額について、前年度の交付決定額と比較し、増減の大きい市町村の状況は次のとおりである。

(1) 増加率の高い市町村

(単位:億円、%)

			(+ 12:18	息円、%/		
市町村名	増減額	伸率	主要	因		
רון וייינון ב	垣凞蝕	中午	基準財政需要額基準財政収	入額		
				△37.2%		
恩納村	+1.0億円	+9.8%	地域振興費(人口) +1.9% 市町村たばこ税	△2.0%		
			その他の教育費(人口) +55.6% 固定資産税(償却資産)	△3.6%		
北中城村	+1.2億円	+8.9%	社会福祉費 +5.5% 法人事業税交付金 △	△24.6%		
			社会福祉費 +6.8% 固定資産税(償却資産)	△6.2%		
北谷町	+0.9億円	+8.1%	人口減少等特別対策事業費 +8.3% 市町村たばこ税	△3.7%		

[※] 増減額・伸率は令和5年度当初算定と令和4年度当初算定との比較である。

^{※2} 表示単位未満を四捨五入しているため計と内訳が一致しないことがある。

^{※3} 臨時財政対策債償還基金費は、令和5年度のみの臨時費目となっている。

(2) 減少率の高い市町村

(単位:億円)

	"">	,																	,		
Ī	市	町	村	名	増減額	冲	率	主						妻	Ę.						因
	1 1	щј	ተነ	4	追 減 額	甲	4	基	準	財	政	需	要	額	基	準	財	政	収	入	額
		大宜	味村		△0.9 億円	Δ	7.2%)他の 域のテ					66.1% 6.7%		市町 地方河		E付金 拉交付			5.4% 0.8%
		名記	蒦市		△3.2 億円	Δ	3.8%	そ	生 の他 <i>0</i>	活保記)教育		(D)		30.3% .6.4%		节町村 地方河					8.7% 0.8%
		座間	味村		△0.3 億円	Δ	3.4%		者保領 域のデ					3.2% 7.0%		市町村 地方河					4.2% 0.8%

[※] 増減額・伸率は令和5年度当初算定と令和4年度当初算定との比較である。

④ 令和5年度普通交付税大綱(主な改正項目)

- (1) 地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を充実すること。
- (2) こども・子育て支援施策の充実、児童虐待防止の充実、保健所の体制強化、障害者の自立支援の充実、介護給付の充実に要する経費の財源を措置すること。
- (3) 看護、介護、保育、幼児教育等に係る人材の処遇改善等に要する経費の財源を措置すること。
- (4) 特別支援教育、私学助成等教育施策に要する経費の財源を充実すること。
- (5) 光熱費の高騰を踏まえ、学校、福祉施設、図書館、文化施設等の地方公共団体の施設の光熱費の財源を充実すること。
- (6) 東日本大震災の被災団体に対し、算定に用いる国勢調査人口等について特例的な措置を講じること。
- (7) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (8) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

⑤ 令和5年度普通交付税再算定について

(1)「臨時経済対策費」の創設

国の補正予算における歳出の追加に伴う地方負担及び地方公務員の給与改定を実施する場合に必要となる経費の一部を措置するため、基準財政需要額の費目に「臨時経済対策費」を創設。

(2)「臨時財政対策債償還基金費」の創設

令和6年度及び令和7年度における臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための基金の積立 てに要する経費の財源を措置するため、基準財政需要額の費目に「臨時財政対策債償還基金費」を創設。

(3)調整額の復活